

○財務省告示第四十四号  
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵  
 省令第三十号）第七條第三項の規定に基づき、平  
 成二十九年一月二十日に発行した割引短期国債の  
 発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年二月九日

財務大臣 麻生 太郎

一	名称及び記号	国庫短期証券（第六百五十八回）
二	発行の根拠	特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六條第一項
三	振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。日本銀行による借換えのための引受け
四	発行方法	額面金額で九千二百八億八千万円
五	発行額	円
六	最低額面金額	千円（ただし、最低額面金額を五万円とする省令の改正があった場合、その施行の日から五万円とする。）
七	振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。
八	発行日	平成二十九年一月二十日
九	発行価格	額面金額百円につき百円三十三銭八厘

十三	十二	十一	十
払込期日	場所	元金支払額	償還期限
平成二十九年一月二十日	日本銀行	額面金額百円につき百円	平成三十年一月二十二日 ただし、償還期が銀行休業日に 当たるときは、その翌営業日に